

建築物における電気設備の浸水対策のあり方に関する検討委員会 第2回 議事要旨（案）

日時 令和元年12月19日（木） 18：30～20：30
場所 中央合同庁舎3号館 国土交通省4階特別会議室
出席者 （順不同 敬称略_____の方は欠席）
座長 中埜 良昭
委員 清家 剛、森山 修治、戸田 圭一、重川希志依、寺田 祐宏、猪里 孝司、
飛田 茂実、坂本 努、山田 宏至、一方井 孝治、福山 研二、
亀村 幸泰、橋本 安弘、吉岡 賢治、野々村裕美、大澤 清和、
宇都 幸男、奥田 泰雄、木内 望、服部 敦、山海 敏弘、石垣 宏毅
協力委員 色川 寿喜、多田 英明（代理）、森本 輝（代理）、加藤 智博（代理）
事務局 国土交通省、経済産業省

●議事2：第1回検討会における主なご意見と今後の対応（案）

- ・近年のハザードマップでは、最大、1000年に1度の大雨を想定しているとのことだが、建築物での現実的な対策可能性を考えると、30年に1度程度の大雨による浸水深が重要である。
- ・具体的な浸水深を求めることは難しいかもしれないが、換算式など方法があると良い。
- ・ガイドラインで想定する「規模の大きい内水氾濫」というのは、浸水深1mくらい（2mは高すぎ）のイメージではないかと思うが、ガイドライン上でどのように表現するか、検討してほしい。
- ・止水板と排水ポンプの組合せについて、想定外の漏水量も処理可能なポンプを設置するといった、ゆとりを持った対応を考えるべき。

●議事3：関係団体等へのヒアリング結果

- ・大雨の際に雨水貯留槽が満水になって点検口からあふれ出すような被害が起こらないように、切替弁を設け、一定量を超えると下水道本管に直接流すなど、敷地外に排水するなどの対策が必要。新築はバイパスを設ければ良いが、既存はどのように対策するか課題が残る。
- ・開口部設置型の起伏式の止水板の高さは一般的にどの程度か。
→顧客の要望に応じて生産するため標準的な高さはないが、ヒアリングにおいて、持ち運びと設置を考慮し、50cm程度が標準的という意見も得ている。
- ・止水板の高さが、一般的に50cm程度が多いというのは、水災保険が支払われる基準が浸水深45cm～50cmとなっているからではないか。
- ・休日等に管理員が不在で、浸水防止用設備の対応者がいない場合、設備が自動で作動してしまうと避難活動や足腰の不自由な方への対応ができないため、避難上の懸念がある。
- ・マンション管理の業務は、日常管理がメイン。大雨時の対応は、実態的には管理組合側で対応する。また、24時間365日管理員がいるマンションは少なく、災害時に人がいない場合が多いはず。管理組合側で対応した成功事例があれば収集して、どのような体制だったか示してほしい。
- ・対策はどのような場面で、どのような行為が許容又は要求されるのか、基本的な事項については住民間のコンセンサスに基づくルールが必要ではないか。区分所有のマンションの場合、そうした取り決めが

あることが重要なポイントである。

- ・マウンドアップ等の対策は、建築物のバリアフリー化と両立しないことにも留意すべき。
- ・資料3-2で配電ボックスの浸水対策に言及があったが、電線の地中化に伴って配電ボックスも地面上に設置されるようになってきている。こういった地面上の配電ボックスは浸水域などを考慮せずに設置しているのか。
→浸水深が40cm程度はまでは問題ないが、それ以上の浸水があると停電してしまう。一方、道路管理者からあまり目立たないように、小さくするよという話もあり苦慮している。昨年の台風21号で浸水し停電した例もあり、浸水に強い配電ボックスを開発しようと検討しているところである。

●議事4：ガイドラインの骨子案について

- ・排水系の逆止弁は、詰まる可能性があることをガイドライン上に記載すべき。
- ・このガイドラインの浸水対策を講じても、完璧に浸水を防げるわけではない。限界がある旨を冒頭あたりに記載すべき。
- ・「5. 浸水対策」について、設計上対策済みで自動的に対応できる部分と、事前に準備して台風時に対応が必要なものがあり、その手順の整理が必要ではないか。
- ・「5. (3) 既存建築物の改修の留意点」について、部分的な対応をしても、他の箇所から浸水する可能性があり、改めて全体の浸水経路を確認する必要がある点を記載すべき。
- ・想定浸水深を検討することになっているが、想定時間についても検討すべきではないか。
- ・多少の水が入ってきた際の対策については、総合技術開発プロジェクト「災害拠点建築物の機能継続技術の開発」（平成25～28年度）の報告書における設計例などが参考になる。
- ・内水氾濫の場合は地形や周辺の小さな河川の状況を確認し、周辺に対してどのような高さになっているかが大事である。資料4にはそれが明記してあり、大変結構だと思う。
→ハザードマップはメッシュで一帯の数値が示されているが、メッシュ中でも傾斜地や窪地があると浸水深が変わると認識している。周辺の地形の確認について、ガイドラインにも明記したい。
- ・規模の大きい内水氾濫に対する対策としては、排水対策がメインとなるのではないか。想定する外力に対する耐力という関係を意識し整理してほしい。耐力を超えた場合は早期復旧に頼るしかない。
- ・外水の計画規模でのハザードマップについては98%公表されている一方、内水ハザードマップは5%しか公表されていない状況で、想定すべき浸水深の情報をどのように入手するかは課題になる。
- ・「雨水貯留槽の設置」については、今回の議論も踏まえて整理してほしい。
- ・目的について、「建築物の機能継続」とあるが、「居住継続」や「建物の使用の継続」としたほうが、建築物の機能が停止しても少なくとも住める状態にするという意味に合致する。
- ・建物が残っており、人的被害がないのに住めないということは避けたいので、居住継続という言葉で対応するのが良い。「普通であれば住めるのに、なぜここは住めないのか」ということになるのを防ぐところがターゲットではないか、その辺りの書き方について検討すべき。

以上